

長岡京市農業振興プラン

長岡京市都市農業振興基本計画



令和4年3月

長岡京市

目次

第1章 プラン策定の基本的事項	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 長岡京市の農業	5
1 本市の農業の特性	5
2 本市の農業の現状と課題	6
(1) 減少する農地面積と農家数	6
(2) 農家の高齢化と後継者不足	7
(3) 農業水利施設の状況	9
(4) 有害鳥獣による農作物被害	10
(5) 営農の状況	10
(6) 地産地消の状況	13
第3章 施策の方向	16
1 目指すべき本市の農業の姿	16
2 目標実現のための施策の方向	16
(1) 農業生産基盤の強化と農地の有効活用の推進	16
(2) 農業経営基盤の強化による営農活動の活性化	17
(3) 市民交流と食育・地産地消の推進	18
プランの体系	19
第4章 施策の展開	20
1 農業生産基盤の強化と農地の有効活用の推進	20
施策1-1 土地改良事業の推進	20
施策1-2 有害鳥獣対策の推進	21
施策1-3 担い手への農地の集積・集約化の推進	22
2 農業経営基盤の強化による営農活動の活性化	23
施策2-1 特産物の育成と販路の拡大	23
施策2-2 収益性の高い農業への転換	24
施策2-3 担い手の確保と育成	25
3 市民との交流と食育・地産地消の推進	26
施策3-1 「農」を通じた交流の創出と食育の推進	26
施策3-2 多様な営農活動による地産地消の推進	27
参考 プラン策定に向けた意見調査の結果	28

第1章 プラン策定の基本的事項

1 計画の趣旨と背景

国では、平成 27 年 4 月に都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした「都市農業振興基本法」が制定され、平成 28 年 5 月には、この基本法に基づく「都市農業振興基本計画」の策定により、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地の保全を誘導していく施策の方向性が明示されました。

《都市農業振興基本法第3条第1項で規定する都市農業の多様な機能》

新鮮な農産物の供給	消費者が求める地元産の新鮮な農作物を供給する役割
災害時の防災空間	火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割
良好な景観の形成	緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割
国土・環境の保全	都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物保護等に資する役割
農業体験・学習、交流の場	都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する役割
都市住民の農業への理解の醸成	身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

本市の農業においても、都市化の進展に伴う農地の減少や、農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の発生など、さまざまな社会情勢の変化の影響を受けて、市内全域において農業経営の縮小傾向が見られ、今後さらに衰退が進むことが懸念されています。

本プランは、本市の農業の現状と課題の整理を行い、農業のあるべき姿を示すとともに、持続可能な都市農業の実現に向けた実効性のある施策を体系

的に示すことで、農業者の営農活動を支援し農地を保全するとともに、市民が農業を大切に思い、「農」との関わりを深めることで、本市の農業が安定的に継続し、将来に渡った良好な都市環境の継続に資することを目的として策定しました。

2 計画の位置づけ

本プランは、本市の農業を守り、現在のまちと農業が共存する良好な環境を次世代へつなげるため、この先10年を見据え農業を支えていくものとして「長岡京市第4次総合計画」の下位計画として位置づけ、各分野の関連事業との整合性を図ったうえで策定しています。

長岡京市第4次総合計画は、本市の最上位計画として社会情勢や市の特性等を踏まえながら、市民の参画と協働により、まちの明確な将来像を描き、持続可能で魅力あるまちをつくるために策定しています。

計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造からなり、計画の進捗管理は、「実施計画事業」ごとにPDCAサイクルによる行政評価を毎年行うことで、計画的かつ事業を洗練させながら進めています。

長岡京市第4次総合計画 第2期基本計画（令和3～7年度）

《営農支援》に関する実施計画事業

事業名	担い手育成による 農地保全事業	指標	農地の担い手への利用集積率	
			【現状値】 20.9%	【目標値】 前年度を 下回らない

- ◎特産物の普及啓発や生産技術の向上、新たな販路の創出により安定した農業経営を維持します。
- ◎収益性の高い農業への転換や普及を図り、意欲的に取り組む次代の担い手を育成します。

事業名	「農」を通じた交流と 地産地消の推進事業	指標	地元産農林産物の学校給食 への納入実績金額	
			【現状値】 963万円	【目標値】 1,080万円

- ◎生産者の顔が見える販売や食育の取組などの市民との交流機会を創出し、農業に対する市民の理解を深めます。
- ◎学校給食への納入や農家による直売を進め、多様な営農活動の活性化や地産地消を推進します。

事業名	有害鳥獣対策の推進事業	指標	鳥獣による農作物の被害面積
			【現状値】 209 a

◎獣害防護柵や鳥獣捕獲などの対策を強化することで、農作物の被害軽減を図ります。

《都市の防災機能の向上》に関する実施計画事業

事業名	防災重点農業用ため池の安全管理事業	指標	防災重点農業用ため池の劣化状況評価の実施（全13池）
			【現状値】 —

◎防災重点農業用ため池の防災工事を進め、ため池の決壊から市民の生命と財産を守ります。

また、都市農業振興基本法（以下、「基本法」という。）における都市農業の振興に関する基本理念を受け、本市では、市内全域で営まれる農業を「都市農業」と定義し、本プランを基本法第10条に基づく「当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（地方計画）」として位置づけるものとします。

■都市農業振興基本法における都市農業振興に関する基本理念

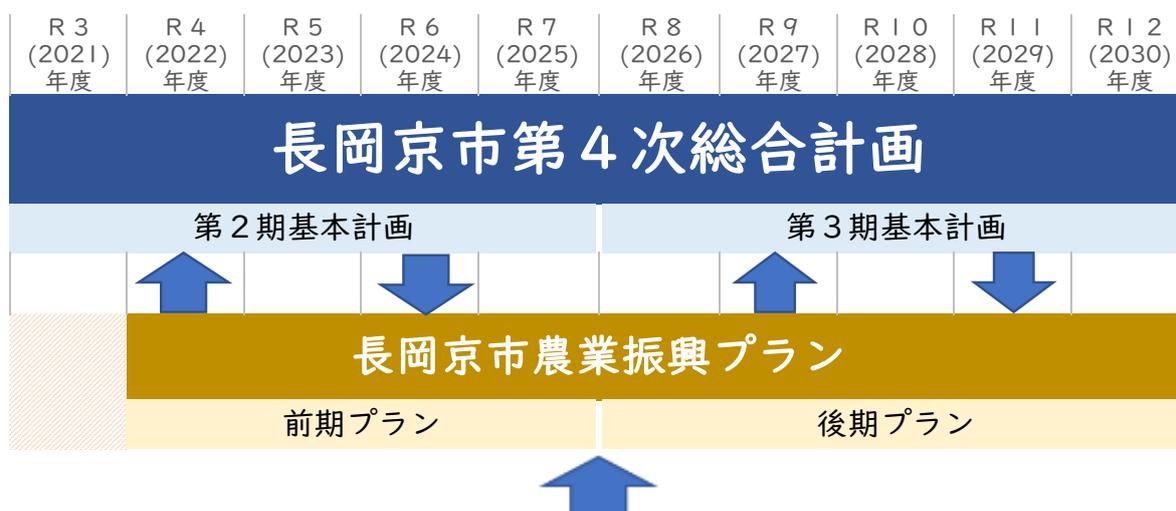
- ① 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適切な保全が図られるべきこと
- ② 都市農業の振興は、都市農業の有する多様な機能が発揮されることが都市の健全な発展に資するという認識のもと、農地とその他の土地が共有する良好な市街地形成に資するよう行われるべきこと
- ③ 幅広い国民の理解のもとに、地域の実情に即して、都市農業の振興に関する施策の推進が図られるべきこと

3 計画の期間

本プランは、上位計画である長岡京市第4次総合計画の計画期間と整合を図り、令和4年度から令和12年度までの9年間で計画期間とし、令和4年

度から令和7年度までの4年間を前期プラン、令和8年度から令和12年度までの5年間を後期プランとします。

前期プランでは、令和7年度までに取り組む事業を示します。令和7年度には前期プランの実施状況を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うとともに、後期プランとしてその後5年間に取り組む事業を定めます。



◆関連する法律

- ・都市農業振興基本法（平成27年4月）

◆関連する国・京都府の計画

- ・都市農業振興基本計画（平成28年5月）
- ・食料・農業・農村基本計画
- ・第4次食育推進基本計画
- ・京都府都市農業振興アクションプラン（平成30年12月）

◆関連する市の計画等

- ・第二期長岡京市都市計画マスタープラン
- ・長岡京市第3次食育推進計画
- ・長岡京市第三期環境基本計画
- ・長岡京市農業経営基盤強化促進基本構想
- ・長岡京市鳥獣被害防止計画
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針

第2章 長岡京市の農業

1 本市の農業の特性

本市の農業は、京都と大阪の大消費市場を抱えた優位な立地条件の中、高度経済成長期以降の人口流入による都市化の進行に合わせて、水稻や野菜の栽培を中心とした都市近郊農業を展開してきました。

本市の北部に位置する農用地域^{※1}を含む地域では、水稻栽培に加え、輪作農法^{※2}や農薬の使用を抑えたソルゴー障壁栽培^{※3}による

「なす（千両二号）」の栽培や京のブランド産品^{※4}として定着した「花菜」をはじめ、大根、白菜、ねぎなどの露地栽培を中心とした生鮮野菜の生産により市内の農業を支えています。

東南部・西南部においては、市街化区域内の農地が大半を占め、都市化の進行に伴って減少が続いています。そのような状況の中、水稻や露地栽培による多品目の生鮮野菜の栽培が盛んに行われ、個人による直売や自家消費を中心とした農家の割合が多くなっています。



※1 農業振興地域内における集团的に存在する農用地や生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

※2 同一耕地に穀物、野菜および牧草などを一定の順序に従って、一定年限ごとに循環して作付けする農法。

※3 ほ場の周りにソルゴーを植えて囲むことにより、天敵を保持するバンカーとしての効果で、害虫（主にアブラムシやアザミウマ）の発生を抑える技術。

※4 京野菜や他の農林水産物の中で、優れた品質が保証され、安心・安全と環境に配慮した生産方法に取り組んでいるものを「京のブランド産品」として31品目認定し、ブランドマークを貼って流通させている。

また、西山の山麓部には竹林が広がり、京都式軟化栽培法※5による手間暇かけた本市特産の「たけのこ」の栽培が盛んに行われています。

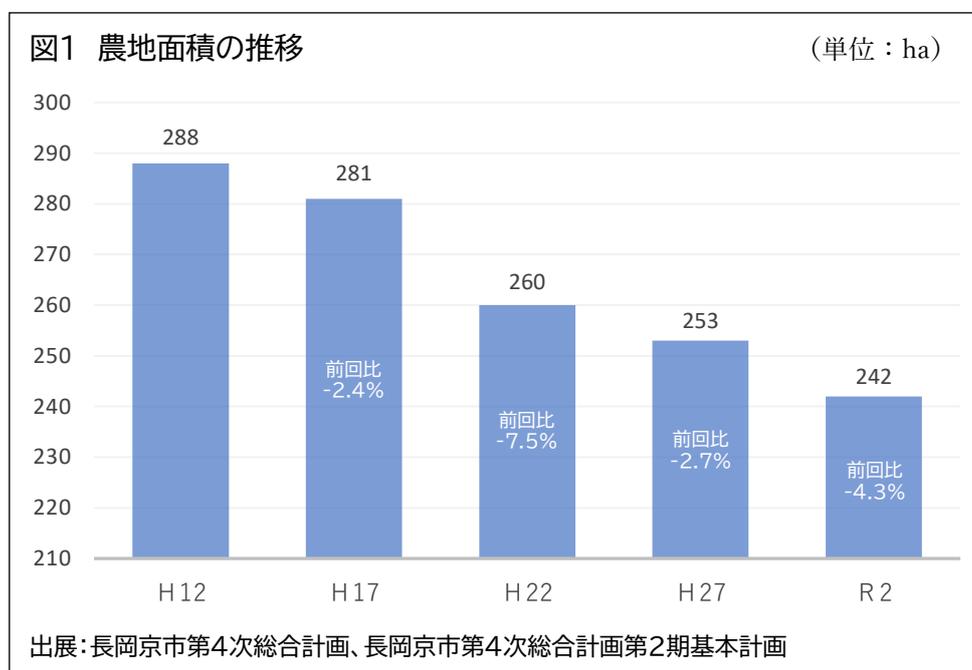
その他の作物としては、施設を利用した花き類・花木をはじめ、柑橘類や柿などの生産も行われています。

2 本市の農業の現状と課題

(1) 減少する農地面積と農家数

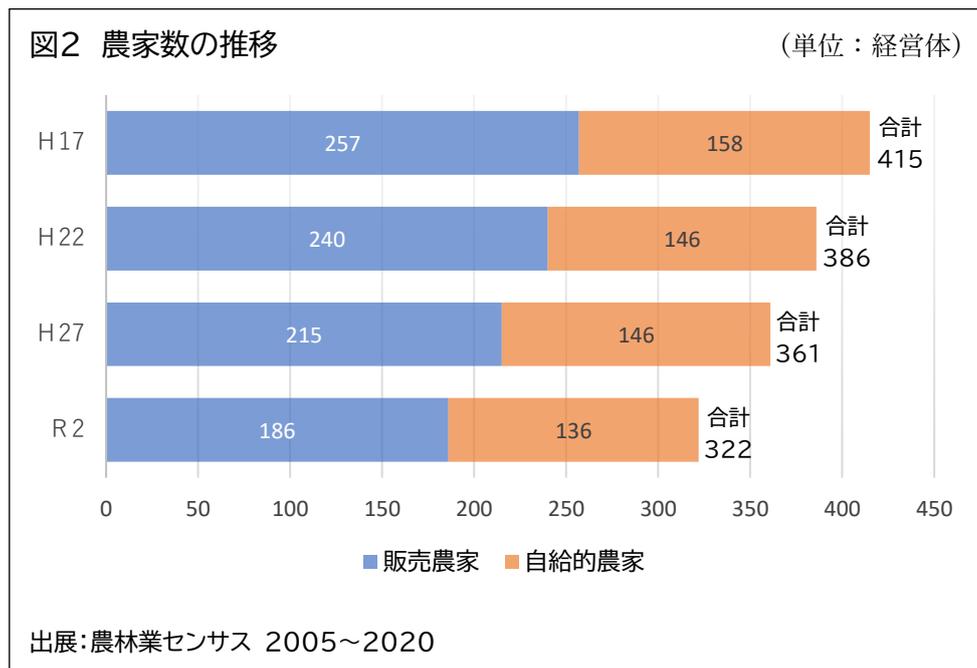
市街化区域における都市化の進行に伴って本市の農地は減少が続いています。平成12年には288haあった農地が20年を経過する中で、令和2年までには、およそ16%にあたる46haの農地が減少しました。

さらに、令和4年には、本市の生産緑地のほとんどが指定から30年を経過することもあり、今後、後継者のいない農地を中心に減少が更に続くものと考えられます。



※5 長岡京市とその周辺地域で行われている、親竹の先を止める、敷きワラ、敷き草、土入れを施すなど、年間を通して丁寧に手入れを行うためのこの栽培方法。

また、農地の減少に伴って農家数の減少も進んでいます。本市の農家数は農林業センサス※⁶によると、平成17年から令和2年までの15年間で22.4%減少しており、特に販売農家※⁷では27.6%と減少率が高くなっています。



(2) 農家の高齢化と後継者不足

農地と農家が減少する要因の一つとして農家の高齢化と後継者不足があげられます。

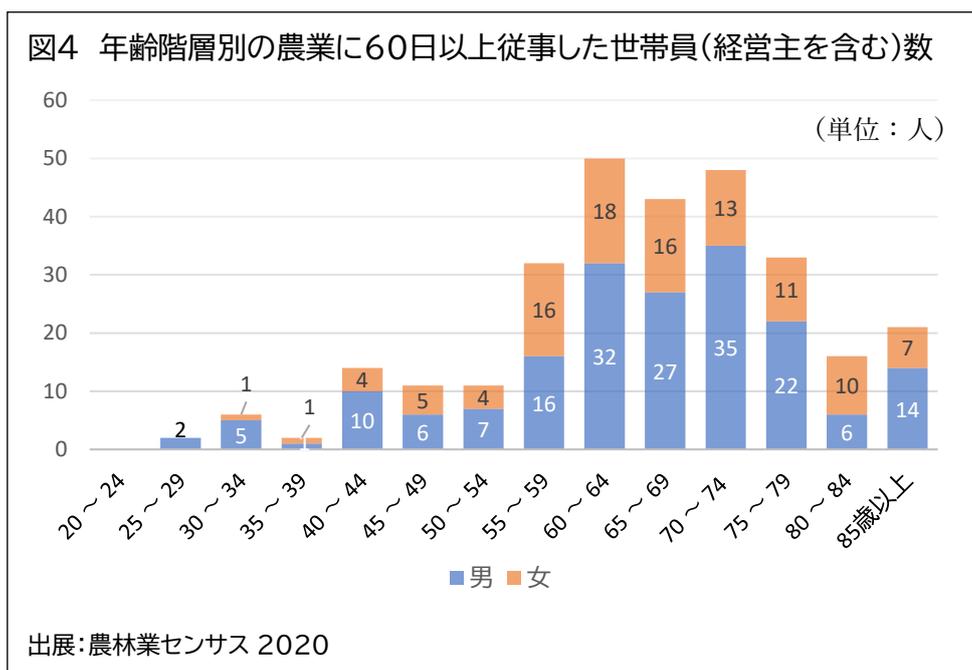
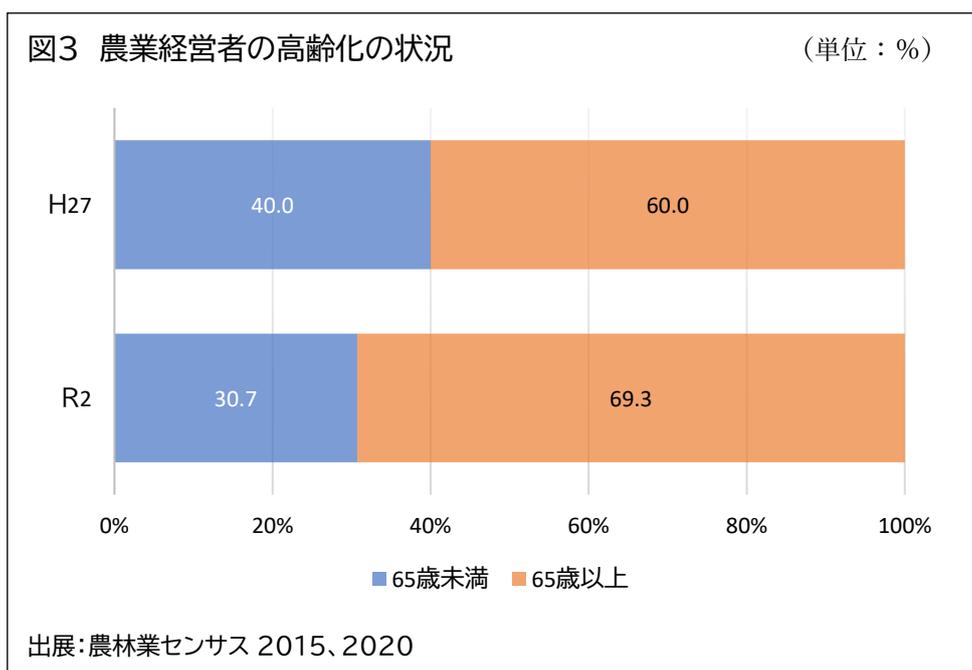
農林業センサスで定義される農業経営体※⁸のうち、65歳以上の割合は、平成27年から5年間で9.3ポイントの増となり、農業経営者の高齢化が進んだことが伺えます。

※6 我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握するために、5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施される調査。

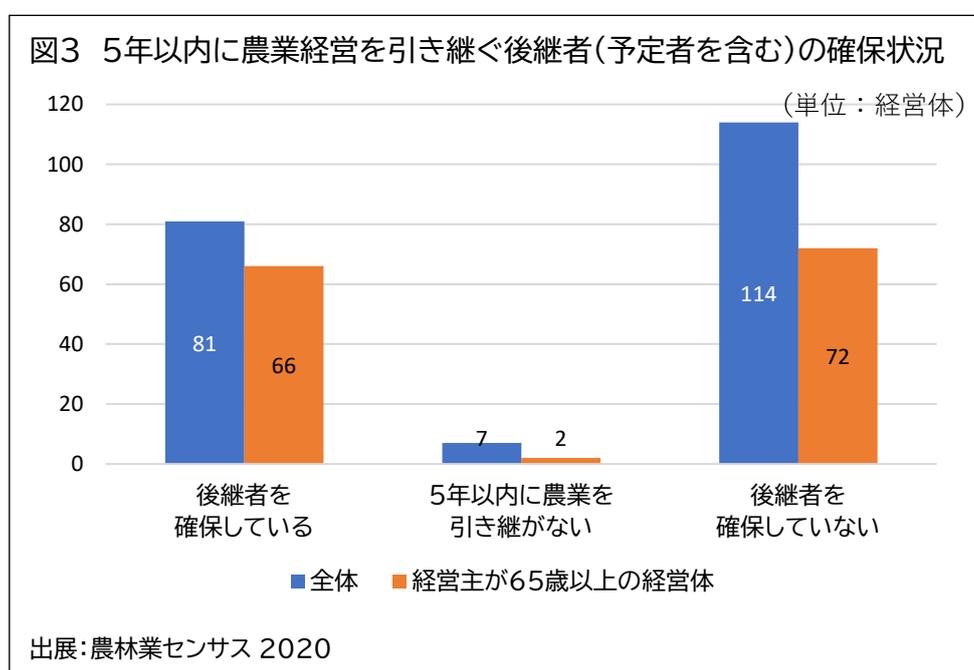
※7 経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

※8 農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が30a以上、(2)農作物の作付面積または栽培面積等が一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡等）、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者。

また、1年間に60日以上農業に従事した世帯員（世帯主含む）を年齢階層別にみると、65歳以上の人数は161人となり、全体の55.7%を占めています。また、20代、30代が少なく、合せても10人しかいないのに対し、60～64歳が50人と最も多く、5年以内にさらに高齢化が進む要因となっています。



次に、5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む）の確保状況についてみると、農林業センサス 2020 における 202 経営体のうち、後継者を確保していない割合は 56.4%となり、後継者を確保している割合を 16.3 ポイント上回っています。農林業センサス 2020 の農業経営体として該当しなかった小規模な農家を加えると、後継者を確保していない割合はさらに増えるものと思われ、農業従事者の高齢化と後継者不足による農業労働力の不足は、この先ますます深刻化するものと思われま



(3) 農業水利施設の状況

農業用水路をはじめとする水利施設の多くは老朽化が進行しています。とりわけ、ため池については、改修に大きな費用を要することから十分な維持管理がなされずに、堤体や取水設備の劣化や地震・豪雨による

■水利施設の状況

施設の種別	数量
農業用ため池	21池
防災重点農業用ため池	14池
農業用井戸	35本
農業用水路	56.6km

耐性が不十分なものもみられます。

特に、決壊した場合に人的被害が発生する恐れのある「防災重点農業用ため池」については、早急な安全評価と基準不適合となった場合の防災工事の実施が必要とされています。

農業水利施設は農業を行うために必要不可欠なものであり、適切な維持管理を続けていくことが重要です。

(4) 有害鳥獣による農作物被害

西山山麓部の農地においては、イノシシ、シカ、カラスなどの有害鳥獣による農作物被害が発生しています。特に山間部の農地やたけのこ栽培を行っている竹林においては、イノシシの被害が最も多く、営農意欲の減退や耕作放棄の要因ともなっています。



西山一帯に設置した獣害防護柵の適切な維持管理や乙訓猟友会による捕獲に加え、さらなる対策の強化が求められています。

(5) 営農の状況

市内の経営農地は、北部の農用区域も含め、十分なほ場整備がなされておらず、一区画の面積が10a程度と小さく区切られ、また不整形のものが多く見受けられます。さらにはほ場が農道に面していないケースや、管理するほ場が点在しているなど、営農効率があまり良くない状況も見受けられます。特に水稻栽培では、まとまった水田を持たない自給的農家^{※9}にとっては、農機を購入しても、農作業を業務委託しても採算がとれない状況となっています。

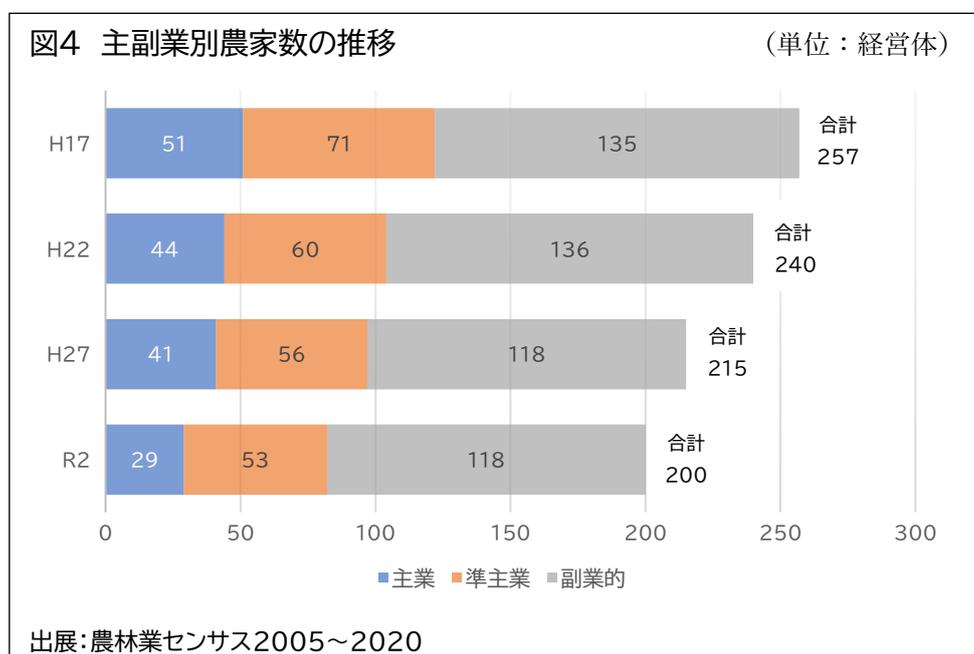
※9 経営耕地面積が30a未満かつ年間の農産物販売金額が50万円未満の個人経営体。

市内北部地域の農用地区域を中心とした営農では、水稻に加え、なす、花菜の特産物の栽培、大根、白菜、ねぎなどの露地栽培やトマトなどの施設栽培が行われ、農業協同組合や市場への出荷、消費者への直接販売などが行われていますが、農



家数の推移をみると、主業農家^{※10}、準主業農家^{※11}での減少率が高く、特に主業農家数はこの5年間で約3割の減少となっています。

市内東南部、西南部の地域を中心とする生産緑地をはじめとした農地では、副業的農家^{※12}または自給的農家が多く、水稻栽培や多品目野菜の栽培が多くみられ、消費者への直接販売や自家消費が多くなっています。



※10 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

※11 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

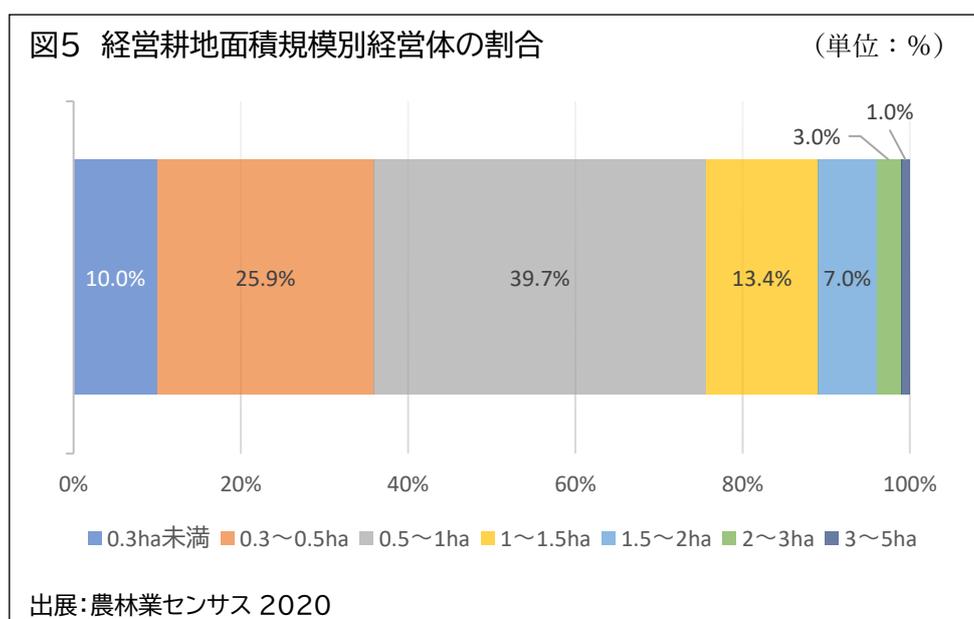
※12 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

市内西部の山麓地域で栽培されている特産のたけのこにおいては、直売や地方発送のほか、農業協同組合や加工会社が主な販売先となっていますが、たけのこの栽培は年間を通して手間が掛かり、重労働であることに加え、たけのこの収穫には熟練を

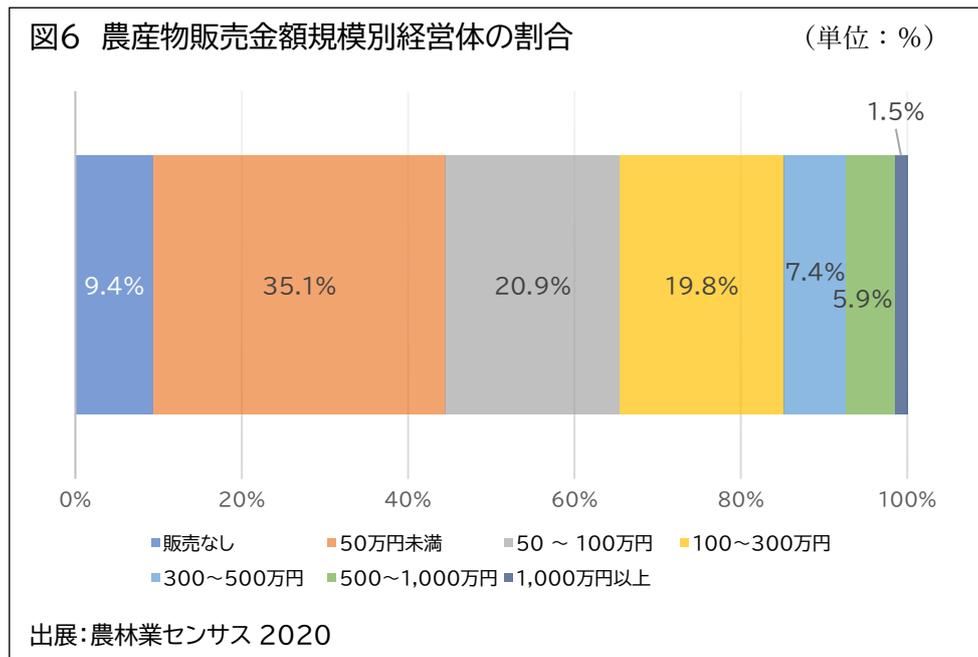


要するため、特に後継者不足の状態が顕著となっています。このため、山間地等の条件の悪い竹林では、耕作放棄による放置竹林の増加が問題となっています。

次に、経営耕地面積の規模別経営体の割合をみると、調査客体となった201経営体のうち、経営耕地面積が1ha未満の経営者が75.6%を占めています。また、経営耕地面積が1ha以上ある経営体のうち、2ha以上～3ha未満が3.0%、3ha以上が1.0%となっています。



また、農産物販売金額規模別経営体の割合では、販売なしと50万円未満の経営体を合わせると44.5%となり、自給的な経営体が多いことがうかがえます。一方で販売金額が300万円以上の経営体は14.8%と少なく、さらに500万円以上の経営体となると7.4%まで減少します。



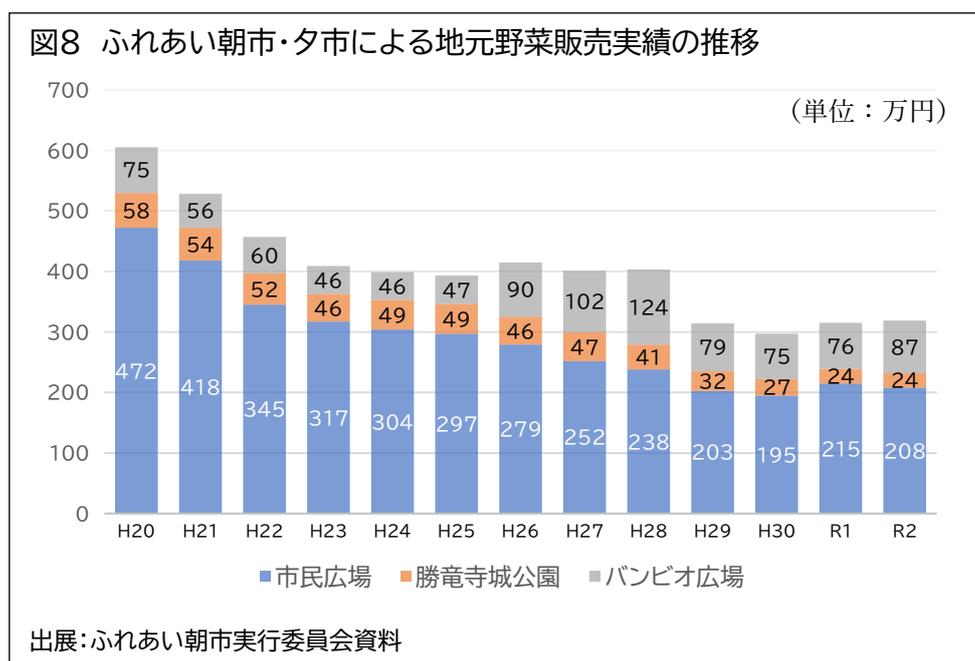
(6) 地産地消の状況

本市における地産地消としては、水田を活用した露地栽培を中心に多品目の野菜の栽培が行われ、軒先や自動販売機を利用した無人販売が市内各地で盛んに行われ、地域の消費者へ新鮮な野菜を提供するとともに、農家の自主グループによる直売やJAなどによるマルシェタイプの直売も定期的に開かれ、地元野菜の販売が進められています。

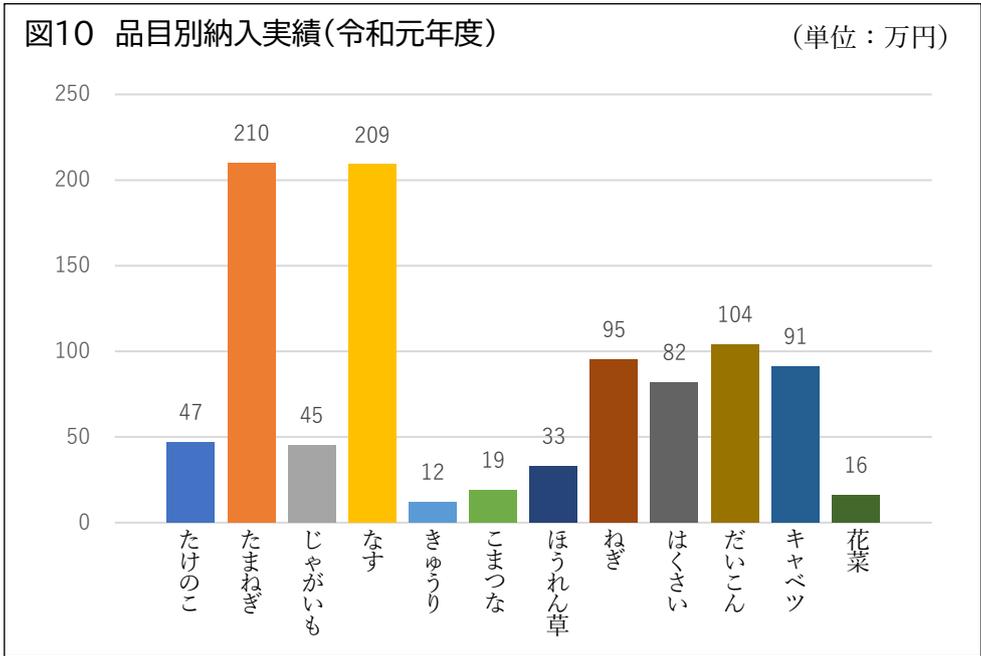
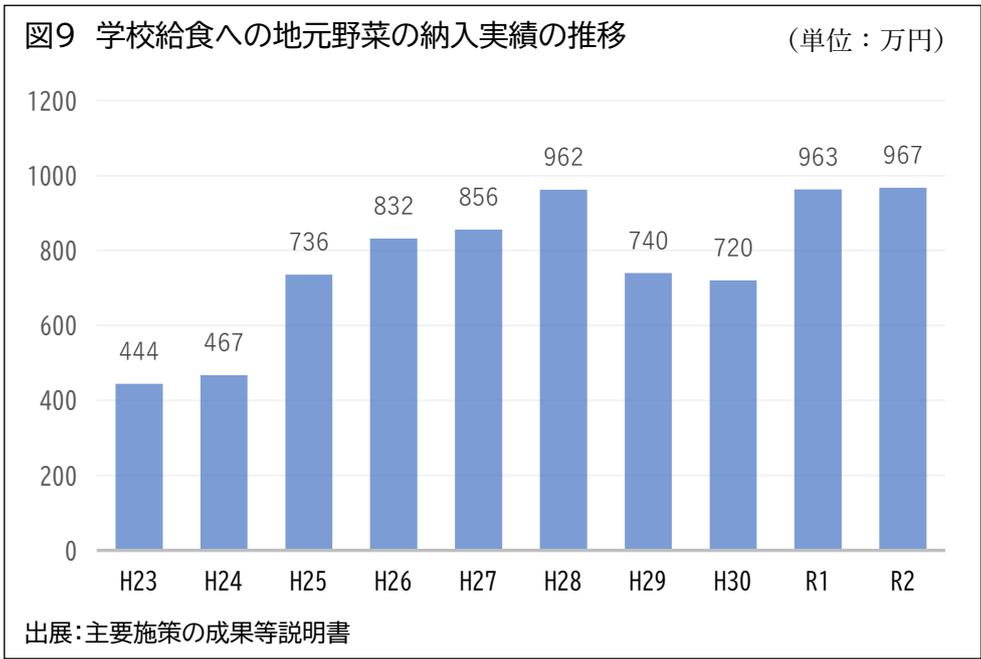
特に特産のたけのこについては、収穫量が増える4月初めから5月初旬にかけて、市内の西部地域を中心に直売所が設けられ、市内からはもとより京都、大阪など近隣の都市からも新鮮な朝掘りたけのこを求めて多くの人々がやってきます。

また、市内に多くあるスーパーマーケットでは、野菜の地場産コーナーなど、インショップによる販売も行われています。

農家の自主グループによる直売は、市内において現在3つのグループによる運営がされています。場所を替えて週に3回開催される「ふれあい朝市・夕市」では、近年は参加農家数の減少により、年間販売額は減少の傾向となっています。



次に、地産地消のもう一つの大きな項目として、市内にある市立の小学校10校、中学校4校へ学校給食の食材として、地元農家による野菜の納入が行われています。小学校へは特産のなす、花菜、たけのこをはじめとした12品目を基本として納入され、平成30年度から順次開始された中学校給食では、安定的に納入できる5品目から納入が開始されています。今後は、中学校への納入品目を増やすことや、安心安全な野菜の安定供給のための体制の強化が課題となっています。



第3章 施策の方向

1 目指すべき本市の農業の姿

本市の農業は、昭和中期における日本経済の急激な成長に伴い、京都・大阪の衛星都市として人口流入と工場の進出による急激な都市化が進行したことと合わせ、市場や消費地が近いことを生かした都市近郊農業として発展してきました。

これまで農家による営農活動が継続され、農地が良好に保全されてきたことで、景観や自然環境の保全など農地が持つ公益的機能の発揮により、市民生活に安心安全や安らぎをもたらしています。

このことは、長岡京市に「住みたい、住みつづけたい」との思いにつながるものでもあります。

今後も安定した農業経営を維持し、将来に渡り農地を保全することで、良好な『都市と農業の共生社会』を次世代へと継承していくため、これを「目指すべき本市の農業の姿」とし、今後の施策の目標とします。

目指すべき
本市の
農業の姿

**安定した農業経営の維持と農地の保全により
『都市と農業との共生社会』を次世代へ継承する**

2 目標実現のための施策の方向

(1) 農業生産基盤の強化と農地の有効活用の推進

農業の生産基盤は土地と水であり、良好な営農条件を備えた農地と農業用水を確保することは、営農活動を継続するために必要不可欠なものとなっています。農地を農産物の生産の場として、今後も有効に活用していくためには、農地における耕作不利条件の改善や用排水路、ため池などの農業用水利施設の整備と適切な維持管理が必要です。このように、農業生産基盤を維持・強化することで安定した農業を推進します。

また、西山山麓部の農地を中心としたイノシシやシカ等による農作物の被害が多数発生することは、経済的損失をもたらすとともに、農家の営農意欲を低下させ耕作放棄地の発生にもつながります。これまで被害が多く発生してきた山間地や山麓部の農地においても、農作物被害を減らし、安心して農業が行えるよう、獣害防護柵の適正な維持管理や有害鳥獣捕獲の推進を対策のメインとし、獣害のない良好な生産環境の構築をめざします。

地域農業の安定した継続を図るためには、優良な農地を担い手へ集積・集約化する必要があります。担い手への集積・集約化を進めるためには、地域の農家が集まって、誰が地域農業を担う中心経営体なのか、今後地域の農業をどのように発展させていくのかを話し合い、地域のプラン（京カ農場プラン※13）としてまとめる必要があります。そのため、地域ごとの「農家による話し合い」を促進し、地域のプランづくりを推進します。

(2) 農業経営基盤の強化による営農活動の活性化

本市の農業の安定と発展をめざすためには、効率的かつ安定的な農業経営を確立していく必要があります。経営の拡大や改善に意欲的に取り組む農業者に対して農地の利用集積を進めるとともに、経営の拡大や合理化、収益性の高い作物の生産促進など、農業経営の基盤強化となる取組を進めます。

なす、花菜、たけのこなどの特産物を中心とした生産に取り組む農業者に対しては、これまでの営農活動を意欲的に継続・拡大していくことができるよう、特産物の育成と普及啓発に取り組めます。また、地域農業の中核を担う主業農家、準主業農家をはじめ、規模の小さな副業的農家、自給的農家など、それぞれが農地を守るための重要なキーパーソンとして、営農形態による役割を明確化しながら、多様な営農活動を維持、発展させる

※13 地域の農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該地域における農業の将来の在り方などを書面に明確化し、市町村により公表されるものです。

ことで、市全体としての農業の発展につなげます。

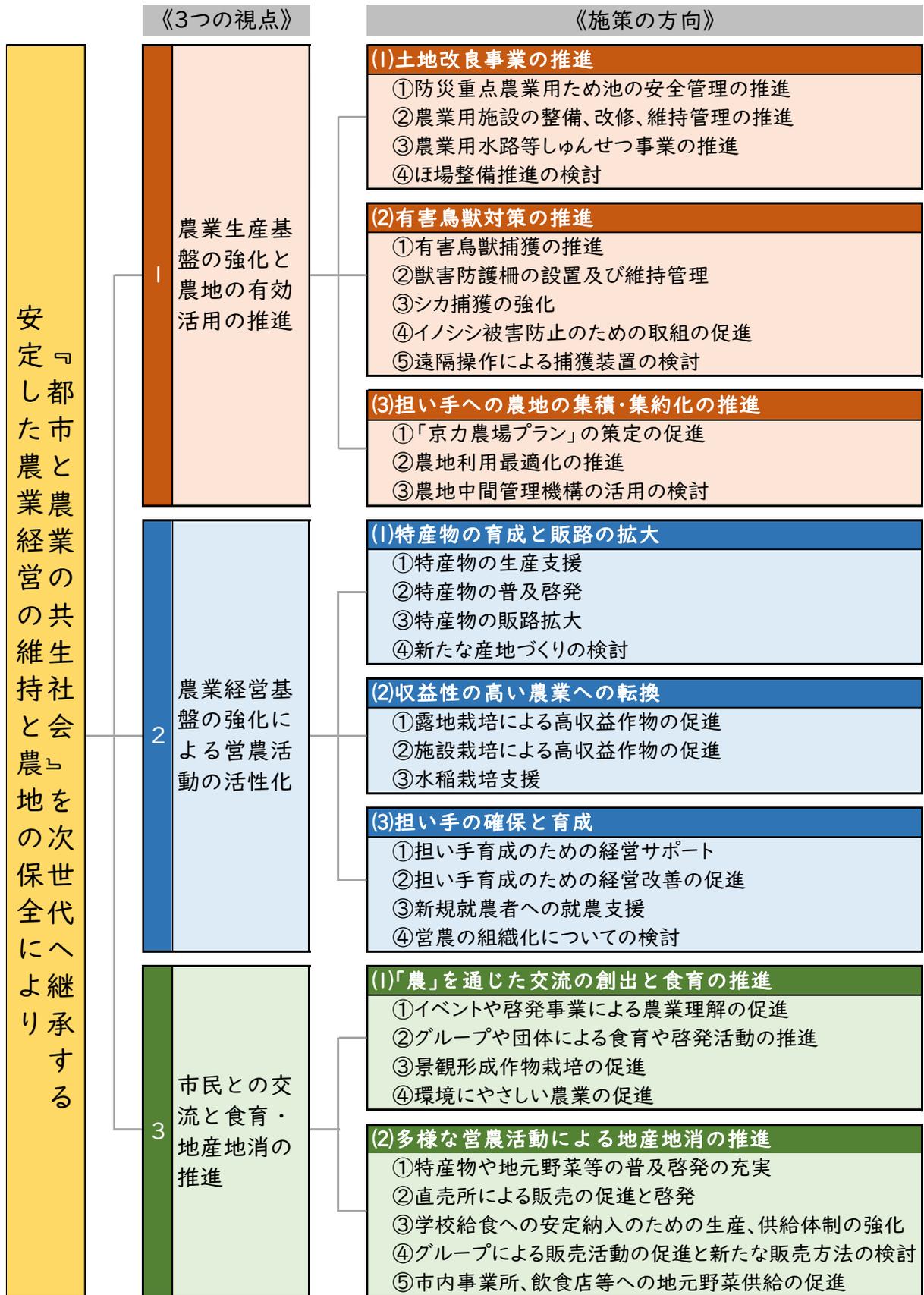
さらに、農業者の高齢化や後継者不足に対応するため、地域において中心的な役割を果たすべき担い手農業者を支援するとともに、次世代の担い手確保と農地の有効活用に向け、農業経営に意欲のある若手農業者や新規就農者を支援します。

(3) 市民との交流と食育・地産地消の推進

農家と市民との交流の機会が増え、市民の農業や地元野菜に対する理解と関心が深まることで農産物の地産地消につながることから、ふれあい朝市など農家の顔が見える販売の促進、農業祭等のイベントや野菜・果物の収穫体験、地元野菜を使った料理講習会など、食育の取組と連携した市民交流を進めます。

また、学校給食や保育所給食での地元野菜の利用と市内の事業所や福祉施設、飲食店への納入の拡大を進めるとともに、特産物や地元野菜の普及啓発を行うことで、農産物直売所やスーパーでのインショップ販売など、多様な販売を促進します。

プランの体系



第4章 施策の展開

Ⅰ 農業生産基盤の強化と農地の有効活用の推進

施策Ⅰ-Ⅰ 土地改良事業の推進

農業を営むうえで重要な生産基盤となる農地やため池、水路などの水利施設等について、土地改良区や農家組合との連携のもと、必要な施設の整備と老朽化による改修、適切な維持管理を推進します。また、条件不利農地の解消に向けたほ場整備の方法などの検討を行います。



防災重点農業用ため池

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

①	防災重点農業用ため池の安全管理の推進 <small>新規</small>	ため池の決壊による災害から市民の生命と財産を守るため、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、ため池管理者である地元土地改良区や農家組合と共に必要な防災工事を実施します。
②	農業用施設の整備、改修、維持管理の推進	地域の農業の維持・発展のために必要な水路や堰、農道、ため池、揚水機など、農業用施設の整備や老朽化による改修、維持管理を担う土地改良区や農家組合を支援します。
③	農業用水路等しゅんせつ事業の推進	農業用として利活用のある水路（法定外公共物）を適正に維持管理し機能を維持する必要があることから、地元農家組合と連携し草刈り、清掃、泥上げなどの「農業用水路しゅんせつ事業」を行います。
④	ほ場整備推進の検討 <small>新規</small>	区画が小さく不整形などの条件不利農地における農作業の効率化や労働の負担軽減を図り、担い手等への農地利用の集積につなげるため、地元土地改良区や農家組合と共にほ場整備の方法やその効果、実効性について検討を進めます。

施策 1-2 有害鳥獣対策の推進

イノシシやシカ等による農作物被害の発生は、営農意欲の低下や耕作放棄にもつながることから、被害状況の把握と猟友会による捕獲、獣害防護柵(広域柵)の設置や適切な維持管理を行います。また、電柵等の自己防衛による対策を促進します。



獣害防護柵(広域柵)

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

①	有害鳥獣捕獲の推進	西山山間部や山麓地域の農地において、農作物に被害をもたらすシカ、イノシシ、カラスを対象として、乙訓猟友会にその捕獲を委託することで有害鳥獣による被害の軽減を図ります。
②	獣害防護柵の設置及び維持管理	西山山間部や山麓地域の農地、竹林におけるシカ、イノシシによる農作物被害の軽減を図ることを目的とした獣害防護柵(広域柵)の設置や適切な維持管理を進めます。
③	シカ捕獲の強化	西山山間部の農地におけるシカによる食害や農産物被害を軽減することを目的として、狩猟者によるシカの捕獲を奨励することにより、シカ捕獲の強化を図ります。
④	イノシシ被害防止のための取組の促進	獣害防護柵(広域柵)の効果が十分得られずにイノシシ被害の多い地域においては、電気柵等の設置をはじめ、エサとなるゴミや通り道となる茂みの除去、花火や機器を使った追い払いなど、地元が行う自己防衛のための取組を促進します。
⑤	遠隔操作による捕獲装置の検討	捕獲檻にセンサーやライブカメラなどを取り付けた遠隔操作による捕獲など、捕獲効率の向上や捕獲従事者の負担軽減について検討します。

新規

施策 1-3 担い手への農地の集積・集約化の推進

地域の農家の話し合いによる「京力農場プラン」の策定を進め、地域での中心経営体としての位置づけや将来の農業の在り方、農地の集積・集約化の方向を定めます。また、農業委員会と連携し遊休農地の把握と発生防止・解消に向けた取組により農地利用の最適化を進めます。



農地パトロール

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

①	「京力農場プラン」の策定の促進 <small>新規</small>	地域の農業の中心的役割を担う農業者、当該地域における農業の将来の在り方について、定期的に農業者やその他当該区域の関係者による協議の場を設けることで、地域ごとの「京力農場プラン」の策定や見直しを促進します。
②	農地利用最適化の推進	遊休農地の把握と発生防止・解消に向けた農地パトロールの取組や、担い手や新規参入者への農地の売買や貸借による農地の集積・集約化など、農業委員会との連携による農地利用の最適化を推進します。
③	農地中間管理機構の活用 <small>新規</small>	農業振興地域において農地をまとまりのある形で担い手や新規参入者、集落営農組織等への貸付を行うには、一定の基盤整備等を伴うため、農地中間管理機構 ^{※14} の活用の有利性と実効性を検討します。

※14 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、担い手への農地集積・集約化を推進するための国の制度で、高齢化や後継者がいないなどの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付けを行う。

2 農業経営基盤の強化による営農活動の活性化

施策 2-1 特産物の育成と販路の拡大

市の主要作物であるなす、花菜、たけのこの生産技術の向上や、高品質・安定生産ができる産地づくりを進めるとともに、普及啓発とあわせ、地方発送や飲食店への提供、新たな流通ルートの開拓など販路の拡大を進めます。



特産京都茄子（千両二号）

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

①	特産物の生産支援	なす、花菜の生産に対して、化学肥料、化学農薬の使用を削減した環境にやさしい農業の取組を推進するとともに、高品質化や安定生産、他産地との差別化など、関係機関と連携した取組を行います。
②	特産物の普及啓発	市の主要作物であるなす、花菜、たけのこをはじめ、ガラシャの瞳（ミディトマト）についても市の特産農産物として、あらゆる機会を通じた普及啓発を行います。
③	特産物の販路拡大	なす、花菜については、JAのなす部会、花菜部会の活動を支援するとともに、関係機関と連携し販路の開拓や拡大の取組を促進します。また、たけのこにおいては、直売や地方発送、ふるさと納税の返礼品による販路の拡大を進めます。
④	新たな産地づくりの検討	高収益な園芸作物の導入と新たな産地化の実現のため、産地の合意形成や品種の選定、出荷先の確保などの課題解決に向けた取組を支援します。

新規

施策 2-2 収益性の高い農業への転換

収益性の高い野菜等の生産を進めるとともに、ビニールハウス等による施設野菜の栽培を促進します。また、農業の根幹である水稻栽培においても、地域での病虫害対策の推進や小規模、高齢農家における農作業受委託組合の利用促進を行います。



施設野菜の栽培（トマト）

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

① 露地栽培による高収益作物の促進	多様な担い手の意欲を大切にした農地の多面的利用を図り、経営の安定化と収益の向上に繋げるため、なすや花菜、多品目野菜など、生産性、収益性の高い園芸作物の作付けを促進します。
② 施設栽培による高収益作物の促進	多彩な高収益作物の生産や通年栽培など、年間を通じた生産の安定化と営農の多様性を広げるため、ビニールハウス等による施設を利用した栽培を促進するとともに、温度管理や自動かん水など、データを活用した省力化や生産性の向上につながる栽培管理について検討します。
③ 水稻栽培支援	温暖化等の影響により、水稻の病虫害被害や高温障害による品質の低下が深刻化しているため、その対策を促進するとともに、小規模農家、高齢農家における水稻栽培の維持を目的とした農作業受委託の活用を促進します。

施策 2-3 担い手の確保と育成

営農規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者に対して、農業技術の向上や経営の改善、多角化など幅広い観点から支援を行います。

また、将来の担い手として就農を希望する若者や退職者など幅広い世代の新規就農者を対象とし、技術習得や経営定着をサポートします。



特産花菜のほ場

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

① 担い手育成のための経営サポート <small>新規</small>	若手、中堅の農業者を中心に、グループでの勉強会や個別の経営相談への支援により、経営の改善や経営拡大に向けた取組への意欲につなげることで担い手の育成を図ります。
② 担い手育成のための経営改善の促進 <small>新規</small>	経営改善に意欲のある担い手、担い手候補者に対して、経営耕地面積の拡大や新たな作物の作付け、新しい技術の導入など、経営の拡大や改善につながる取組をサポートすることで、地域の中心的経営体となる担い手を育てます。
③ 新規就農者への就農支援 <small>新規</small>	新たな就農希望者の意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の資金の確保や技術の習得に向けた支援を行うとともに、地域ぐるみでサポートする仕組み作りを推進します。
④ 営農の組織化についての検討 <small>新規</small>	農作業の効率化を図るため、農機の共同利用や農作業の一元化、共同出荷、部分的なほ場整備など、農業経営の組織化について検討します。

3 市民との交流と食育・地産地消の推進

施策 3-1 「農」を通じた交流の創出と食育の推進

イベントの開催や農家の顔が見える販売等の取組を通じて、「農」の大切さや高品質で安心安全な地元野菜の普及啓発を進めます。また、市民や学校を対象とした料理講習会や味噌づくり体験などの食育活動を展開することで、「農」とのふれあいや食の大切さの理解を広げます。



野菜の収穫体験

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

①	イベントや啓発事業による農業理解の促進	市民が、農業の持つ多面的機能や安心安全な地元農産物に対する理解と関心を深めるため、イベントの開催や農家の顔が見える販売、収穫体験や体験農場等の取組を促進します。
②	グループや団体による食育や啓発活動の推進	地元野菜を使った料理講習会や地元特産物を活かした食文化の伝承、野菜の栄養や健康効果を踏まえた普及啓発、学校給食を用いた食育や、自然の恩恵や生産者への理解など、あらゆる機会を通じた食育や啓発活動を推進します。
③	景観形成作物栽培の促進	耕作放棄地の解消や農地性の維持とあわせ、花や緑のある景観を形成することで、地域環境の向上を図り、住民生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらすことを目的として、コスモス等の景観形成作物の栽培を促進します。
④	環境にやさしい農業の促進	安心安全な農産物の供給や環境負荷の軽減への期待に応えるため、関係機関と連携し、農薬や化学肥料の使用を減らした環境にやさしい農業を促進します。また、環境保全型農業の一環として、有機農業の普及やエコファーマーの認定取得を促進します。

施策 3-2 多様な営農活動による地産地消の推進

都市型農業の利点を生かした地産地消を進めるため、直売所、インショップ、マルシェなど多様な販売機会を拡大します。また、学校給食や市内事業所等への地元野菜の提供を拡大し、需要と供給のマッチングや農作物の安定供給の体制づくりを進めます。



海印寺ふれあい市

▼ この施策のもとで取り組む主な事業

①	特産物や地元野菜等の普及啓発の充実	市民が新鮮で安心安全な地元野菜の購入を選択できるよう、特産物の認知度の向上や環境にやさしい農業の取組について、関係機関との連携のもと、広報紙やホームページ、ラジオやSNSなど、あらゆるメディアを活用した普及啓発を行います。
②	直売所による販売の促進と啓発	多様な営農活動に基づいて運営される野菜やたけのこの直売所について、マップやSNSを活用した啓発や地方発送の促進など、直売所による地元農産物の購入機会を増やします。
③	学校給食への安定納入のための生産、供給体制の強化	市内小中学校の給食用食材として特産物をはじめとした地元野菜の積極的な活用を進めるとともに、地元農家による給食食材の生産や納入体制の強化を図ることで、学校給食への地元野菜の納入を拡大します。
④	グループによる販売活動の促進と新たな販売方法の検討	生産者グループによる直売会等の農家の顔が見える販売を促進することで、市民の地元野菜の購入機会を増やすとともに、生産者のこだわりや野菜の料理方法など、市民と農家が交流する機会を創設します。
⑤	市内事業所、飲食店等への地元野菜供給の促進	市内事業所や飲食店への地元野菜の利用を促進するため、農商連携による需要者と供給者のマッチングや安心安全な農作物の安定供給に向けた体制づくりを進めます。

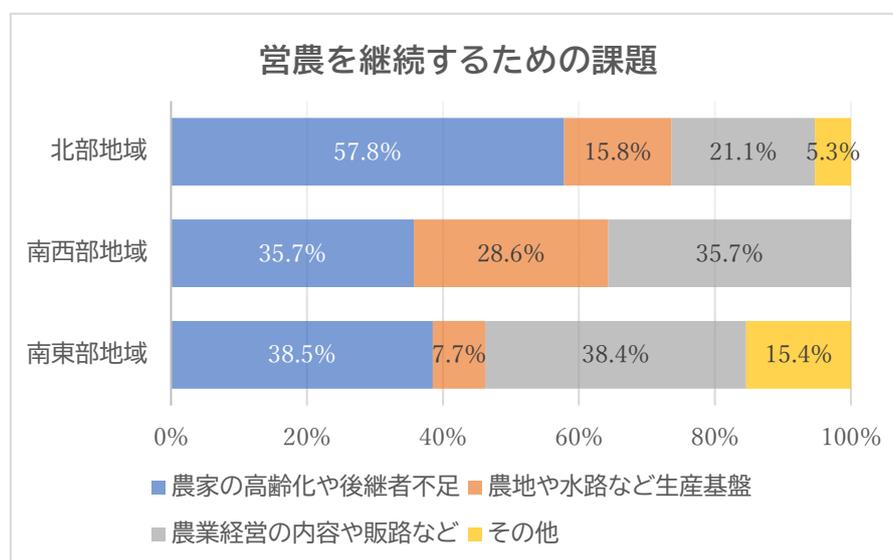
参考 プラン策定に向けた意見調査の結果

本市の農業の現状を把握し、農業者の思いをプランに反映させるため、下記のとおり意見調査を実施しました。

1 調査概要

- ① 調査期間 令和2年12月15日～令和2年12月31日
- ② 方法 郵送
- ③ 調査対象 団体等に所属する市内農業者76名
- ④ 回答者 37名
- ⑤ 回答率 48.7%

2 農業者の意見の概要



《プラン策定に向けた意見調査の結果》

施策の区分	主な施策の提案や意見等
施策1-1 土地改良事業の推進	▶ 換地による農地の集約の推進 ▶ ほ場整備の推進 ▶ ため池や用水路、農道の整備など
施策1-2 有害鳥獣対策の推進	▶ 獣害防護柵(広域柵)の適切な維持管理 ▶ 電柵等の自己防衛策への補助 ▶ ICT技術を活用したスマート捕獲の検討など
施策1-3 担い手への農地の集積・集約化の推進	▶ 地域での話し合い ▶ 農地の貸し借りのマッチング ▶ 新たな担い手の確保 ▶ 後継者育成 ▶ 農地中間管理機構の活用 ▶ 営農の組織化や法人化など
施策2-1 特産物の育成と販路の拡大	▶ PR活動 ▶ 特産物のネット販売 ▶ 直販ルートの確保 ▶ 生産技術の向上 ▶ 直売所の整備 ▶ 年間を通して生産できるもの ▶ ナスの消毒作業の省力化 ▶ 産地間競争の激化対策 ▶ 地元での消費拡大のためのPR ▶ 直売所の集約や大型化 ▶ 若い世代の消費者が求める新たな特産物の検討 ▶ たけのこ生産技術の伝承など
施策2-2 収益性の高い農業への転換	▶ 施設栽培の促進 ▶ 施設栽培における水耕栽培やICT技術の導入 ▶ 病害虫対策への補助や講習会 ▶ スマート農業による農作業の軽減 ▶ 先ずは後継者や新規就農者の育成 ▶ AIやICT技術の具体化 ▶ 施設栽培の技術指導 ▶ 小規模農家の組織化 ▶ 新たな取組への研究の場 ▶ 設備投資の軽減策 ▶ 農地を守るには米の生産も必要など
施策2-3 担い手の確保と育成	▶ 若年層の新規就農者の誘引 ▶ 新規参入者への就農支援 ▶ 貸し農園利用者の労働力の活用 ▶ 退職就農者への技術習得のための支援 ▶ 「過酷、低収入」から「魅力あるもの」へとイメージを変える ▶ 専業農家のモデルケースの作成 ▶ 規模拡大に向けた労働力の確保 ▶ 小規模な家族経営での持続可能なあり方の検討など
施策3-1 「農」を通じた交流の創出と食育の推進	▶ 朝市の継続 ▶ 食のイベント(マルシェ・料理体験など) ▶ 学校給食による食育の推進 ▶ 学校の授業としての食育の推進 ▶ 農家による対面販売での交流 ▶ 体験農場や収穫体験の促進 ▶ 伝統的な栽培方法、調理の伝承 ▶ 学校農園での農家との交流 ▶ 駅や新庁舎での販売 ▶ 食堂等への地元野菜の納入など
施策3-2 多様な営農活動による地産地消の推進	▶ インショップへの供給拡大 ▶ 年間を通じて販売できる直売所 ▶ ネット販売 ▶ 学校給食の供給拡大 ▶ マルシェの開催 ▶ 旬の野菜の美味しい食べ方のPR ▶ 直売所の設置 ▶ 地元野菜の理解の促進など

長岡京市農業振興プラン

(長岡京市都市農業振興基本計画)

令和4年3月

長岡京市環境経済部農林振興課

〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号

